

商品情報授受標準化会議 設置要領

第1 趣旨

食品産業は、各企業の品質やサービスに基づいた公正な競争を通じて付加価値を創出し、生命活動の根源の一つである食生活の維持・安定を支え、発展させる存在でなければならない。そのため各企業は、商流・物流・情報を駆使し邁進していくこととなる。なかでも品質情報については商流・物流とは異なり、質・量・授受の手法に関して統一された規定はなく、サプライチェーンにおいて大きな負荷となっている。

そこで、商品情報授受の標準化の推進を図ることにより、情報伝達の効率化及びそれによる均質化・正確性の確保を行い、もって社会的コストの削減及び消費者の信頼確保に寄与することを目的として、「商品情報標準化会議」(以下「会議」という。)を設置することとする。

第2 会議の構成

- 1 会議は趣旨に賛同する製造業、卸売業、小売業、外食業、業界団体およびその他関連企業をもって構成する。
- 2 会議の議事を円滑に進めるため、および業務遂行のため、幹事会を設置する。
- 3 会議は目的に応じ、分科会を設置することができる。
- 4 構成員は、必要に応じて追加できるものとする。

第3 会議の業務

会議は目的遂行のため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 商品情報授受標準化活動における意思決定および決議
- (2) 分科会の設置
- (3) 分科会における活動内容の承認
- (4) 【品質 230】品質系情報標準項目(以下【品質 230】という)の著作権維持管理
- (5) その他目的を達成するために必要な業務

第4 議長

- 1 会議には、議長及び議長代理を置く。
- 2 議長は会員の互選によって選任する。互選は毎年度行い、重任することができる。
- 3 議長代理は会員のうちから議長が指名する。指名は毎年度行い、重任することができる。

- 4 議長は会議を代表し、業務を総理する。
- 5 議長代理は、議長を補佐するとともに、議長に事故があるときには、その職務を代理する。
- 6 会員からの提案により共同議長制を布く事ができる。その際は議長代理を置かない。
- 7 業務上の都合により議長が期中に交代するときには、次の議長が互選されるまでの間、議長代理がその職務を代理する。共同議長の場合は、新たに共同議長を互選し共同議長制を維持するか、若しくは共同議長制を解消する場合は議長が議長代理を指名する。

第5 幹事

- 1 幹事は、議長含む製造業、卸売業、小売業もしくは外食業の各事業者から1社以上を会員の互選によって選任する。互選は毎年度行い、重任することができる。
- 2 幹事は、会議の議事、および業務遂行にあたっての方針の策定に携わる。
- 3 止むを得ない理由により、幹事が期中に辞退するときには、次の幹事が互選されるまでの間、議長が幹事代理を指名する。

第6 事務局

- 1 会議の事務局は議長が指名する。指名は毎年度行われ、重任することができる。
- 2 事務局は以下のことを行う。
 - (1) 会議体運営のサポートおよび運営に必要な事務全般
 - (2) 商品情報授受に関連する情報の収集・共有
 - (3) 会議体運営および商品情報授受の標準化に関する検討テーマの起案

第7 会議

- 1 会議は議長が招集する。
- 2 会議は原則として非公開で実施する。
- 3 会議における議決権は1企業・団体につき1票とし、出席企業・団体の過半数をもって決議することができる。
- 4 会議には、必要とする関係者をオブザーバーとして招聘できることとし、招聘にあたっては、あらかじめ議長の承認を得る。
- 5 会議の資料等は、会議の終了後、議長の了解を得た上で、適宜公開することができる。

附則

- 1 この要領に定めるほか会議の運営に必要な事項は、別に定める。
- 2 この要領は令和3年度事業から適用する。
- 3 この要領は令和3年6月29日から適用する。
- 4 この要領は会議での承認により改訂される。